

平成27年(行ウ)第16号 大東市市民会館談合損害等請求事件

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市長 東坂浩一

主張整理案に対する意見

平成29年12月26日

大阪地方裁判所 第7民事部2ハ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄 代

弁護士 辻 公 雄 代

弁護士 豊 島 達 哉 代

弁護士 西 川 満 喜 代

頭書事件につき御庁作成に係る主張整理案に対する原告の意見は次のとおりである。

第1 爭点①について追加を求める意見

1 要綱8条に反し実施されたことは談合のあらわれであること

大東市事後審査型制限付き競争入札制度に関する要綱8条は、「入札者の数が3者に満たない場合は、入札の執行を中止するものとする。」と定める。これは、内部規則として入札の競争性を担保することで行政の公正をはかる趣旨と考えられる。ところが、本件入札に参加した富田建設以外の2社は、予め公表されてい

た予定価格を上回る金額で入札した結果、失格となり、100パーセント入札をした富田建設のみが有効な入札をしているのだから、本件入札は、実質的には、1社入札である。このような入札は、競争性の担保されていない入札であり、大東市の入札の競争性を担保すべく定められた要綱8条に反する入札である。他市でもこのような入札疑惑があれば、有効とはされず再入札を求めている。本来ならば、大東市は、競争性を欠く入札として本件入札を中止すべきところ、これを中止せず執行したのは、本件入札が、談合の結果実施された入札であることと東坂市長ら職員の不正加担のあらわれである（原告準備書面（1）第1の1（2）、原告準備書面（3）第2）。

2 被告の主張に理由がないこと

被告は、堺市や門真市の例をあげ、入札価格を超える入札が特段異例ではないなどと主張するが、門真市の例は、不調となった入札が予定価格を超える金額で入札されたかどうかは乙4号証からは明らかではない点で、予定価格を超える金額で入札した本件入札とは前提が異なるし、堺市の例は、2社が入札を辞退し、入札した1社が予定価格を超える金額で入札し、予定価格を超える入札により入札そのものが不調に終わっている点で、入札が不調とならなかつた本件とは異なる。

被告の主張は、本件入札は、入札価格を超える入札だけでなく、落札した1社が予定価格の100パーセントで入札したことの異常性を無視するものであり、本件入札の異常性を否定する理由にはならない（原告準備書面（4）第2の2）。

3 なお、原告は、これら主張について、最終準備書面において整理して主張する予定である。

第2 その他の争点について

原告は、原告準備書面（16）を提出するとともに、証人尋問の結果を受けて最終準備書面において主張を追加する予定であり、御庁におかれでは、主張として整理されたい。

以上